

全般的な東南アジアの政情の好転をはじめ、ベトナム特需という幸運がベトナム周辺諸国の経済発展に及ぼした影響は少なくない。しかしながら、同時にこれら諸国が過去何年にもわたって地道な経済開発政策を推進し、ベトナム特需を十分消化しうるだけの基盤をつちかってきた点を見のがしてはならない。また上述のアジアの西南方の問題多い諸国においても、これまでの政治優先の諸政策に対する反省の気運が高まり、各国とも経済問題の解決にいっそう真剣な努力を払いつつある。なかでも、インドネシアは新しいスハルト政権のもとに、総合的な経済安定計画を実施し、インフレ抑制に全力を傾注するとともに、従来の国有化政策を廃止し、民間企業の自主性と、金融・財政面のデシプリンを尊重し、積極的に外資導入を促進する政策を打ち出し、ほとんど破産にひんした経済の再建に努力している。本年にはいってから、インフレのテンポが漸次緩慢化するなど徐々に諸政策の成果が現われているが、完全に安定するまでにはなおかなりの時日を要するであろう。しかし、わが国をはじめとする諸外国の援助も具体化しつつあり、少なくとも従来悪化の一途をたどってきた病が快方に向かいつつあることは確かであり、その潜在的な経済力は東南アジアのなかでも最も大きい国柄だけに、今後の動向は注目を要しよう。

フランスの特別権限法成立 と今後の政策課題

特別権限法成立の経緯

フランス政府は、EEC域内関税の完全撤廃を明年7月に控えて、国内の経済社会体制の整備を急ぐため、かねて下記内容の特別権限法案を国会に提出していたが、6月17日、フランス国民議会は同法案を可決、近く施行の運びとなった。同法案は憲法第38条の規定に基づいて、次の5項目の社会経済政策に関する、政府が国会での立法措置をまたず、政令で必要な施策を実施しうる権限を委

任されることを要請したものである。すなわち、

- ① 企業の国際競争力強化。
- ② 完全雇用の達成と労働条件の改善。
- ③ 企業拡大に伴う収益の労働者への分配。
- ④ 社会保険制度の改革。
- ⑤ 後進産業と後進地域の近代化。

同法案は、実質的に国会の審議権を大幅に制約することになるだけに、各界は総じて批判的態度を示し、4月に同法案が発表されてからこのほど成立に至るまでにはかなりの迂余曲折があった。すなわち、フランス経営者協会(CNPF)が5月10日、国際競争力強化のために政府が強力な政策を打ち出そうとしていることに賛意を表した(6月号「国別動向」参照)ほかは、野党各派はもちろんのこと、与党内部でもピザニ建設兼住宅相は反対の立場をとり閣外に去った。

一方、労働組合側は、予想される政策内容に公共料金・社会保険料の引上げなど労働者の生活を圧迫するものが含まれるおそれがあるとして不満の意を表明し、同法案が議会に提出された5月17日には、参加労働者1千万人に及ぶ近来ない大規模な24時間ゼネストを実施した。

このため同法案は、国民議会(下院)を通過しながら参議院(上院)において否決を余儀なくされた。しかし政府は、EECの域内統合進展に伴う国内体制整備の過程では多少の摩擦は避けがたいとして強硬にその立場を貫き、もう一度同法案を国民議会に差し戻し、再度国民議会において可決することによってようやく同法を成立させたものである。

特別権限法案の背景

(1) EECの統合進展

ポンピドー首相は、特別権限法案提出の理由について、明年7月1日に予定されているEECの域内関税全廃に対し、国内の即応体制を早急に整備しなければならないが、そのためには、政府があらかじめ議会から一括して権限を譲り受けておく必要があると述べている。

フランスでは昨年来、EECの統合進展に対処

して第5次5か年計画が開始され、企業の大型化政策を中心の一連の国際競争力強化措置が実施されてきた。しかし、現実には企業の合理化は期待したほどの進展をみせていない。

これは①労働市場のモビリティが少ないため、企業合併や合理化投資の進捗が失業の増大を招き、社会問題となる懸念があること、②社会保険(特別会計)や国有化企業の赤字が累積し、それを起債によって補てんしているため、民間企業の長期資金調達が困難となっていること、などの事情があるためである。

一方、政府自体としても上記社会保険、国有化企業の経営合理化によりこれらに対する補助金を削減し、国営、民営両企業の国際競争力強化の財源を確保する必要に迫られていた。政府が今回特別権限法案により積極的施策を打ち出そうとした背景の一つは、以上の点にあったとみられる。

(2) 国民議会選挙の影響

さらに、3月12日の国民議会(議席総数487)選挙の結果、与党(ドゴール派)は4閣僚を含む40議席を失ってからうじて過半数を確保したにどまり、その勢力は選挙前に比べて大幅に後退した(参議院では与党はもともと過半数に満たない)。このため新内閣は、前記経済面の諸問題をかかえて今後の政策運営に著しい困難が予想されるに至った。

また、この選挙で与党が後退した原因として、最近2~3年の経済発展の効果が国民各層に浸透せず、失業者の増大、都市部の物価上昇、住宅難の持続などに労働者階級の不満が増大したことが指摘されており、新内閣は国民生活の福祉向上にもいっそう配慮せざるを得ないととなった。

したがって、政府は予想される議会工作の難航を回避し、重要案件を一気に処理したいとの配慮から、前述のようにEECの域内統合進展に伴う国内体制整備、労働者の生活水準向上を前面に打ち出して同法案を提出したものとみられる。

(3) 国内景況の伸び悩み

以上のほか、フランス経済の拡大テンポがこの

(第1表) フランス国会の勢力分布

1. フランス国民議会(Assemblee nationale)

(3月14日現在)

政 党	新議席	改選前	増減(△)
第5共和制派(ドゴール派) (うち、独立共和派ージス カールデスタン派)	244 (46)	284 (34)	△ 40 (12)
左翼連合(F.G.D.S.)	116	91	25
共産党(P. C. F.)	73	41	32
民主中道派	27	15	42
その他中道派			—
その他左派	5	13	△ 8
統一社会党(P. S. U.)	5	2	3
その他	2	10	...
計	487	483	

2. 参議院(Sénat)

(3月14日現在)

政 党	議 席
第5共和制派*	27
独立共和派*	62
民主中道派	41
民主左派	48
左翼連合	53
共産党	14
その他	29
計	274

*印は与党(ドゴール派、ジスカールデスタン派)。

ところかなり鈍化し、企業の近代化・合理化投資がこの面から阻害されつつあるという事情も、今次特別権限法制定の一つの動機になったと思われる。すなわち、フランス経済は、年初来近隣諸国(西ドイツ、英国)の景気停滞による輸出の減少と国内消費需要の伸び悩みを主因に工業生産が頭打ちに転じ、失業者数も漸増を示すなど次第に停滞色を強めるに至っている(第2表参照)。

このためビジネス・マインドも次第に悲観的となり、昨年後半から盛り上がりをみせた民間投資は再び鎮静化し、政府の本年度経済見通しも低目に改訂(実質成長率は昨年の5.3%から4.7%へ低下)されている(第3表参照)。

こうした状況から、産業界では民間投資促進、租税負担の軽減等の景気刺激策を含めた政府の強

力な施策を要望する声がだんだん強まっている。

(第2表)

フランスの主要経済指標

	1966年		1967年	
	3月	6月	3月	4月
鉱工業生産指数* (1959年=100)	148.5 (8.5)	140.0 (7.5)	153.0 (3.0)	150.5 (2.0)
卸売物価指数* (1949年=100)	206.5 (3.2)	204.0 (2.2)	205.7 (△ 0.4)	203.2 (△ 1.4)
消費者物価指数* (1962年=100)	113.1 (2.6)	113.8 (1.1)	116.3 (2.8)	116.4 (2.5)
失業者数 (千人)	155.6 (153.0)	122.7 (122.3)	189.2 (155.6)	
貿易収支尻 (百万フラン)	△ 372 (△ 19)	△ 494 (△ 210)	△ 898 (△ 372)	△ 390 (△ 236)
輸出(F O B)	5,049 (14.1)	4,742 (16.6)	4,899 (△ 0.3)	4,780 (2.3)
輸入(C I F)	5,421 (17.7)	5,236 (22.8)	5,794 (6.9)	5,170 (5.3)
金外貨準備高 (百万ドル)	5,571 (5,316)	5,821 (5,350)	5,705 (5,571)	5,723 (5,649)
通貨供給高 (億フラン)	1,976 (9.1)	2,047 (10.8)	2,127 (9.0)	2,196 (10.0)
コール・レート (%)	4.55 (4.45)	4.79 (4.36)	5.02 (4.55)	5.13 (4.34)
株価指数 (1962年1月=100)	80.9 (83.3)	77.4 (76.6)	67.4 (80.9)	66.4 (79.5)

(注) 1. *印は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同月比増減(△)率。

ただし失業者、貿易収支尻、金・外貨準備、コール・レート、株価指数は、前年同月の実数。

(第3表)

国民経済計算改訂見通し

(実質、増加率・%)

	1966年 (実績)	1967年(見通し)	
		当初 (66年9月)	改訂 (67年5月)
国内生産	5.0	5.3	4.7
輸入	12.2	11.1	8.0
合計	5.8	6.0	5.1
消費	4.6	4.9	4.4
うち個人	4.6	4.8	4.3
政府	4.5	5.3	5.7
固定資本形成	5.8	7.2	7.2
うち企業	6.7	7.3	8.3
個人	1.7	4.4	2.2
政府	14.3	11.3	10.0
輸出	7.2	8.8	4.7

予想される政策課題

同法案の成立に伴い、政府は政令で実施すべき政策の立案を急いでおり、今後は概要次のような諸政策が打ち出されるものとみられている。

(1) 企業の国際競争力強化

企業の国際競争力を強化するための施策としては、すでに政府は一昨年来、企業の集中・合併の促進、設備近代化による体質改善策等を講じてきた。しかしこれらの政策はほとんど民間企業に対するもので、国有化企業に対しては目立った施策は行なわれていなかった。

この間、国有化企業の経営は悪化を続けており、赤字額は1966年末には約60億フラン(フランス電力、フランス・ガス、フランス国有鉄道、パリ交通公団、フランス石炭、ローヌ国営会社、エール・フランスおよびパリ空港の赤字合計)に達したため、政府からの補助金額が著増、自己資本比率も低下(61年30%→65年23%)している。この結果、国有化企業の起債が民間起債を圧迫し、民間企業の資金調達を阻害する形となっている。かかる傾向を是正するうえでも、また民間企業の発展の基礎を整備するうえでも今後の政策の焦点は、国有化企業に向けられるとみられている。この点に関しては、さきごろ提出されたノラ報告(注)が、国有化企業の自主性を尊重し、採算を重視するよう仕向けるため、独立採算性の確立を提唱しており、政府の改革案もおおむねこの線に沿って行なわれるものとみられている。

(注) ノラ報告

1966年3月第5次5か年計画実施に関して設けられた3委員会(行政に関する委員会——ラジイ委員会、産業発展に関する委員会——オルトリ委員会、国有化企業に関する委員会——ノラ委員会)の一つ。

他方、民間企業に対しては従来の施策の拡大・強化が図られるとみられるが、その際、次の諸点が問題となろう。

- イ. 集中・合併を奨励するための税制面の優遇措置(1965年7月の法律)を強化すること。
- ロ. ローマ条約第85、86条(競争制限の排除)の趣

旨に従い、競争を促進するため関連法規を改正すること。

ハ. 設備投資を優遇すること。

- (イ) クレディ・ナショナルの貸付条件の緩和。
- (ロ) 1966年2月以降同年末まで実施された税制上の優遇措置^(注)の延長。

(注) 同期間に特定投資財を購入または購買契約を締結した企業に対して、当該投資財の購入価格の10%相当額を税額から控除する措置。

ニ. 科学技術研究に対する国の援助を増大すること(国家が所要経費の50%まで支出することになっているが、この限度を引き上げる)。

(2) 完全雇用の達成と労働条件の改善

昨年来企業の再編成、合理化進展に伴って失業者数が増大しているが、本年にはいり新規卒若年労働者数の増加、前記景況の伸び悩みなどから、この傾向が一段と顕著となっており、今後もさらに増勢をたどることが予想される。このため、政府はこの問題について早急な対策をとることを迫られている。これについては、建設兼住宅相オルトリ(前企画院総裁)を長とする産業発展に関する委員会が昨年12月報告書を提出し、完全雇用を達成するために、①労働者の配置転換を円滑にする専門機関、②若年労働者の職業訓練、高年層の再教育のための施設の設置、③失業保険制度の拡充、などを勧告している。

政府は、この報告の内容を大幅に取り入れて政令を起草し、7月中旬までに実施に移したいとしている。

(3) 企業収益の労働者への分配

1965年7月に株式投資を促進するため「配当所得軽減措置法案」が採択されたが、この法案を審議する過程で政府与党左派(バロン議員)から「株主のみを優遇することは不当で、労働者にも分け前を与えるべきである」との意見が出され、その結果、同法案の中で「政府は、企業の内部留保から生み出された企業資産に対する労働者の権利を確認する法案を提出する」という一項が加えられた(バロン修正条項)。

政府は、この問題を解決するため、会計検査院参事官マテーを長とする委員会に具体策の検討を委任したが、同委員会の報告は①「企業の内部留保に基づく資産増」の評価が困難であること、②また、経営者側から反対が強いこと(このため株式市場が沈滞している)、などの難点があるため、政府はその実現を見送ってきた。

そこで政府は、この問題を別途検討することとし、かつて1961年11月に貯蓄振興策検討のため作成されたマセラン報告(「労働者の貯蓄振興策についての具体案」)を参考として対策を準備している。

同報告によれば、①労働者の賃金所得の一部(限度15%)を収益分配分とみなして免税扱いとする。②特別の機関(Fond d'epargne)を設立して、上記の金額を一定期間、これに強制預入させる。③企業に対しては、この基金を通じて短期信用の供与を行なうなどの面で優遇措置を講ずる、とされており、政府はこれを骨子として、近く具体策を検討する模様である。

(4) 社会保険等各種保険制度の改革

社会保険会計の赤字は、健康保険を中心にして数年、累増傾向を示しており、本年末には30億フランに達するとみられている。政府にとってこの赤字の解消が当面の急務とされているが、これに伴って保険制度そのものの改革にも着手せざるを得ない状況にある。

政府が打ち出している赤字解消策は、①現在社会保険会計で負担している医学研究・病院建設資金の一般会計への肩代わり、②医療費払戻し額の引下げ(払戻し率を現在の80%から50~70%に引き下げる)、③保険料の引上げ、などである。このうち保険料の引上げについては、経営者負担分がすでにかなり高い水準にあり、経営者側からこれ以上の増額は企業の投資を脅かすものとして批判が強いため、政府は目下のところ被保険者の負担増額(現行制度の負担率—所得の6%、最高限月額1,140フラン—を改め、負担率を7%とするか、最高限を廃止して負担率を所得にスライドさせる)を考えている。しかし、労働組合がかかる政

府の方針と真っ向から対立しているので、この間の調整が問題となろう。

(5) 後進産業と後進地域の開発

この問題に関して、いかなる政策がとられるかはまだ明らかではない。

ただ農業問題について、フォール農相が①農業協同組合の合併・統合と事業規模の拡大、②牧畜業の優遇、③厚生福祉制度の農業労働者への均霑、などの面で措置を行なう旨発言しており、この他に EEC 共通農業政策実施に対処して、農業の地域特化(regionalisation)に対する国の助成促進、農地造成の優遇等の政策が打ち出されるものとみられている。

以上、今後予想される政策課題は多岐にわたっているが、いずれの政策も即効的な効果は期待しがたいので、当面は上記政策の進行過程で生ずる摩擦的状況の回避がむしろ大きな問題となろう。

他方、公共料金の引上げ、景気促進策の実施に伴い、久しく安定を示してきた物価面に上昇の動きがみえはじめており、また輸出も伸び悩みを示しているおりだけに貿易収支への影響も懸念されている。かかる状況から、上記諸施策は経済情勢の推移いかんによって、その実施が制約される懸念も少なくない。

国 別 動 向

米 州 諸 国

◇ 米 国

実体面では在庫調整続く

経済実体面では、在庫調整を主因とする景気の停滞状態が続いている。

まず生産の動きをみると、5月の生産指数は引き続き前月を 0.5 ポイント下回り(4月は同 0.4 ポイント低下)、昨年5月とほぼ同じ水準にまで落ち込んだ。内容的には自動車など消費財が横ばいになったのに反し、機械などの資本財ならびに原

材料の生産が低下している。

経済の停滞は雇用面にも見受けられる。失業率は4月 3.7%から5月 3.8%へとわずかに上昇しただけであるが、これは婦人若年層の求職希望が減少したためであり、先月に続き週平均労働時間の短縮もみられるなど、実質的な雇用状態は引き続き悪化している。

このような経済活動停滞の主因は、企業の在庫調整によるものとみられる。4月中の事業在庫は月間90百万ドルの増加にとどまった。これは昨年第4四半期の月平均10億ドルの増加に比べれば大幅な低下であり、また内容的にも、製造業では耐久財産業(航空機関係等)の仕掛り在庫を中心とした610百万ドルの在庫増をみたものの、卸売業で230百万ドル、小売業で290百万ドルの在庫削減が行なわれている。ただ在庫出荷比率は、出荷が減少したためわずかながら上昇する結果となった(事業在庫は3月末 1.57 か月、4月末 1.58 か月、昨年4月末 1.46 か月)。

本年初め以来、事業在庫の動きは経済停滞の大きな原因であったが、すでに年初に大幅な在庫調整が行なわれたため、今後の在庫の動きについてはさして問題はないと思われる向きがふえてきている。たとえば、ニューヨーク連銀は、「在庫投資は今後も額としては減少を続けようが、以前に比べればその程度はマイルドになり、生産活動に与える悪影響も小さくなるであろう。」と述べている。また商務省のアンケート調査の結果をみても製造業の在庫投資は第2四半期13億ドル、第3四半期12億ドルと額は小さいがなお若干の積増しになることが予想されている(昨年第4四半期47億ドルの積増し)。在庫出荷比率が過去のリセッション期(1958年は 1.60 か月)に比べられるほど高い水準にありながら、アンケートで先行き在庫積増しが予想されているのは、今後、売上げ増加が期待されているためであろう(商務省の調査では、製造業者は第2四半期に対前期比 1.6%、第3四半期に 2.9% の売上げ増加を予想)。